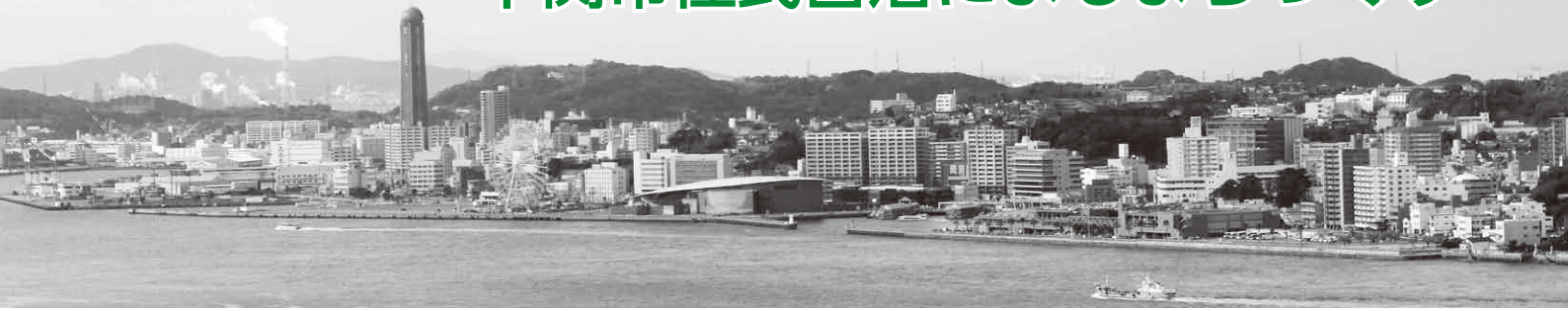


下関市住民自治によるまちづくり



平成26年第3回下関市議会定例会で、「**下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例**」が可決、制定されました。今後、一定の周知期間を経て**平成27年1月1日**に施行されます。そこで「住民自治によるまちづくり」について、概要を紹介いたします。

「住民自治によるまちづくり」とは？

市民の皆さんの話し合いに基づき、おおむね中学校区の範囲でまちづくり協議会を設立し、地域における共通の課題の解決や地域活性化を目的として行う活動のことをいいます。

住民自治によるまちづくりは、地域が持つ本来の人と人とのつながりを大切に、市民の皆さんが主体的に身近な地域課題の解決や地域活性化に取り組みることにより、地域の力を生かしたまちづくりに資する効果があり、多様性に富んだ本市の個性を生かし、安全

で安心な社会、持続可能な社会の実現に寄与できることが期待されます。

「住民自治によるまちづくり」が必要な理由は？

本格的な地方分権の時代を迎える中、これからの地方自治体には、自己決定と自己責任の考えのもと、魅力あるまちづくりへの取り組みが求められています。魅力ある「元氣な下関」を実現していくには行政のみならず、市民の皆さんや市民活動団体、企業など多様な主体が加わり、課題を発見し解決する、地域と行政が連携し地域力を創造することができるといえます。

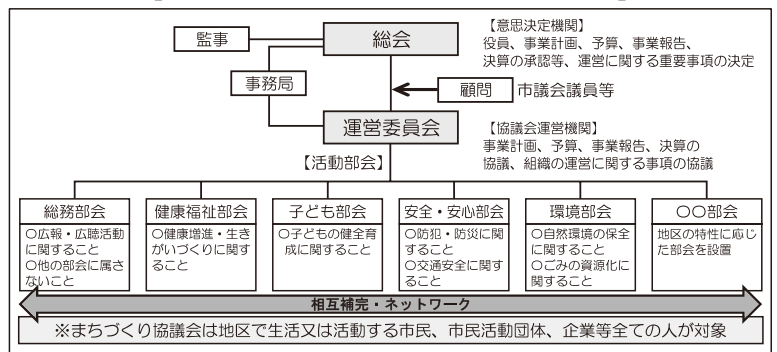
「まちづくり協議会」とは？

住民自治によるまちづくりを推進するために、それぞれの地区の市民の皆さんや市民活動団体などが自主的・主体的に設立する任意の組織です。市としても参加と協働によるまちづくりを推進していくため、市内全域にまちづくり協議会の設立を促進していきます。

【まちづくり協議会設立のメリット】

- ① 地区住民の意見や課題の把握ができる
- ② 信頼関係・つながりが強固になる
- ③ 担い手不足解消につながる
- ④ 地区の一体感が育ち各種活動が活性化される
- ⑤ 新たな課題解決のための連携がとれる

【まちづくり協議会の組織体制の一例】



市の支援は？

地域サポート職員制度の創設、活動拠点の確保、財政的支援、人材育成、情報提供、情報発信などを行います。

今後の主なスケジュールは？

	平成26年	平成27年	平成28年
住民自治によるまちづくりの推進に関する条例の施行			→
住民自治によるまちづくり推進計画の策定と推進			→
まちづくり協議会の設立準備会の立ち上げ			→
まちづくり集会の開催	→	→	→
シンポジウムの開催	2月	2月(予定)	2月(予定)
未来大学の開校(人材育成)	→	→	→

間地域支援課

☎ 231-1261

